

## 無年金障がい者の救済を求める意見書

2004年3月24日、東京地方裁判所において、学生無年金障がい者に対し、給付を受けられる立法手当てをしないまま放置したのは法のもとの平等を定めた憲法に違反するとの判決が下された。

判決は、学生が国民年金に任意で加入であった時期に障害を負ったことから障害基礎年金の給付対象外とした状態を放置したこと、すなわち国が1994年、年金制度改正時に無年金障がい者問題について「福祉的な措置を含めた速やかな検討」を求める附帯決議を衆参両院で付したにもかかわらず、今回の判決まで具体的対応策を示してこなかった経過等を問題視しており、早急な対応が求められている。

障がい者の無年金問題は、任意加入時期に障がいを負った学生だけではなく、任意加入時期に障がいを負った主婦、任意加入制度がない時期に障がいを負った在外邦人、さらには国籍要件によって年金制度に加入できなかった在日外国人も含め多数存在しており、同様の救済を求めているところである。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、無年金障がい者の救済制度を創設するため、次の事項を含む政策の早急な実施を行うよう強く要望する。

### 記

- 1 国は、早急に学生無年金障がい者のみならず、主婦、在日外国人、在外邦人等の無年金障がい者に対し、現行障害基礎年金と同水準の救済策を策定し、その実施を行うこと。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成16年9月28日

三鷹市議会議長 久保田 輝 男